

奈良県告示第五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、長柄土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十八年五月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	藪内 恒敏	天理市長柄町七三七
〃	森本 宗孝	〃 七七三―二
〃	田中 一郎	〃 丹波市町一八四―一―一〇一〇
〃	本多 一昭	〃 西長柄町二〇七
〃	吉村 幸司	〃 長柄町八四五
〃	森継 清隆	〃 八五八―二
監事	白川 信夫	〃 八三二
〃	老田 重雄	〃 四一〇―二

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	藪内 恒敏	天理市長柄町七三七
〃	堀田 信也	〃 一〇一四―四
〃	飯田 時夫	〃 西長柄町二〇一―二
〃	飯田 隆造	〃 長柄町一八五九―二
〃	森田 啓司	〃 七六四
〃	松永 好哲	〃 七九一
監事	白川 信夫	〃 八三二
〃	老田 重雄	〃 四一〇―二